

平成29年度

主要重点施策の上期における実施状況等（要約版）

～ 平成29年度第1回岩手地方労働審議会資料 ～

岩手労働局

平成29年度 岩手労働局最重点取組事項

1 東日本大震災からの着実な復興のための取組

(1) 復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底

【現状】

復旧・復興工事の本格化に伴い、沿岸部における建設工事現場での労災死傷者は、震災前（平成22年以前）の年間合計の60人台から、平成25年以降はほぼ1.5倍から2倍の状況で、平成29年（9月末現在速報値）はやや減少したものの依然として高水準で推移。

～県内全産業及び沿岸管轄署の建設業における死傷者数（合計）の推移～

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28(9月末)	H29(9月末)
死傷者数（人）	1,222	1,280	1,367	1,458	1,478	1,316	1,305	874	891
うち沿岸管轄署：建設業（人）	64	111	90	133	124	108	121	84	81（－3）

【上期及び下期の取組】

- 震災関連の土木工事、住宅等建築工事等に加え、台風被害の復旧工事の施工による災害増が懸念
⇒人材・人手不足による、安全管理体制の弱体化や安全衛生教育不足などが課題
- 取組事項
足場等からの墜落災害防止、重機接触災害防止、安全衛生教育の徹底等

- ・ 監督指導、集団指導、安全パトロール等の実施
- ・ 関係団体等と連携した講習会等の実施

- ・ 地区単位の連絡会議を沿岸4署で開催（発注者、団体、国等）
- ・ エリア別協議会を29カ所で設置・開催

(2) 復旧・復興工事関係労働者に係る労働条件の確保

【現状】

- ①建設業、運輸業等で長時間労働等の問題。
- ②特に建設業においては、工事の本格化を迎える中で、人手不足等を原因とした過重労働の問題が引き続き懸念される。

【上期及び下期の取組】

- ①計画的な監督指導、講習会等を実施。
- ②震災復旧・復興工事での過重労働解消を目指す「気仙宣言」を県内沿岸部全域に拡大し、「いわてリアス宣言」として関係者で7月28日に採択。工事現場での過重労働解消に向けた取組を推進。下期において取組状況の検証を実施予定。



いわてリアス会議参加者の集合写真(7月28日)



いわてリアス宣言ポスター

(3) 震災復興関連求人等の充足促進のための各種取組

【現状と課題】

震災以降、求人数は震災復興関連求人等を中心に大幅に増加しているが、求職者数は高齢化による労働力人口減少等により減少していて求人充足が課題。

○最近の雇用情勢（平成29年9月）

- ・ 有効求人倍率（季節調整値）は1.40倍
※平成25年5月以降53カ月連続1倍台、平成28年10月以降は1.3倍台で推移
- ・ 有効求人数（季節調整値）は29,908人（平成23年11月から71カ月連続2万5千人を超える水準が続く）
※震災直前の平成23年2月（17,208人）に比べ約12,700人の大幅増加
- ・ 有効求職者数（季節調整値）は21,379人
※震災後減少傾向が続いており、震災直前の平成23年2月（33,899人）に比べ約12,520人の大幅減少

【上期の主な取組と課題】

- 求人・求職のマッチングの強化のために、求人者には正社員求人への転換や求職者ニーズに合わせた求人条件緩和を促し、求職者には、求職者担当者制によりマッチングの促進を図るために希望職種の転換を促したが、更なるミスマッチの解消が必要。
- ハローワーク利用者以外への情報提供のために、地方自治体HPへ求人情報の掲載。（未掲載3自治体）
- 水産加工業の人手不足対策の強化のため、水産加工業に特化した求人情報の作成、企業情報マップの作成、事業所見学会やミニ面接会を実施。（就職率が28.8%（平成29年9月）と就職率全体の42.7%を大きく下回った。）

【下期の取組】

① 求人・求職双方へのマッチング強化

賃金改善をした事業所の求人票等を所内に掲示したり、求人充足の支援を強化

求職者担当者制を活用するほか、希望職種以外の事業所見学会への参加を提案

事業所見学会やミニ面接会への参加の働きかけ（特に参加実績のない事業所への参加要請）

建設関連分野の事業所見学会と併せた建設分野の職業訓練内容の説明会の実施

② ハローワーク利用者以外への求人情報提供

地方自治体HPへの掲載によるメリットを説明しながら、掲載依頼を継続

③ 水産加工業の人手不足対策の強化

水産加工希望者の求職者ニーズに合わせた求人条件緩和指導

早期就職メリットの説明及び事業所見学会・ミニ面接会の開催による就職意欲の向上

(4) 東日本大震災からの本格復興に向けた安定的な雇用確保への支援

【現状と課題】

沿岸部の人手不足対策として、今年度から導入された事業復興型雇用確保事業の「住宅支援費助成」を平成29年10月31日から受付開始。

事業復興型雇用確保事業とは…

被災地における雇用のミスマッチ分野等において、被災求職者等を雇用する場合の支援として「雇入費助成」及び「住宅支援費助成」を行うもの。対象地域は被災3県（岩手県の沿岸部、宮城県の沿岸部、福島県の全域）で、国からの交付金により各県が運営し、平成29年度までに事業を開始した場合に3年間支援（29年度～32年度）する。

「雇入費助成」

被災3県求職者の雇入れ一人当たり120万円（短時間求職者は60万円）を助成。1事業所につき2,000万円（3年）が上限。

「住宅支援費助成」

求職者の雇入れのために住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成した場合に要した費用の3/4を助成。1事業所につき240万円（年額）が上限。

【上期及び下期の取組】

県と連携して事業復興型雇用確保事業の「住宅支援費助成」の活用を促す。

⇒

当該事業の対象となる沿岸12市町村を管轄するハローワークにおいて、岩手県（雇用対策・労働室）と連携し、リーフレット等を活用して事業所への啓発周知を図る。

2 「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

(1) 非正規雇用労働者の待遇改善、長時間労働の是正等

ア 非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の推進

【上期の主な取組と課題】

- ・「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を開設し相談業務を開始。相談件数5件と利用が低調。
- ・「岩手県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づく非正規労働者の働き方改革の実現に向けた正社員就職の促進、無期転換ルール（平成30年4月以降適用）及び雇止め法理の周知等の実施。
- ・事業主対象のセミナー、説明会等を21回開催し、キャリアアップ助成金等の積極的な周知を実施。キャリアアップ助成金（人材育成コース）の利用は増加しているが、助成対象となるカリキュラムの期間や参加人員が縮小傾向にある。

○ 正社員求人等の動向

- ① 正社員有効求人倍率（平成29年9月現在）
0.85倍（前年同月比 +0.12P : 90カ月連続前年同月以上） 【全国1.03倍】
- ② ハローワークの就職件数に占める正社員割合（平成29年3月現在）
38.7%（前年同月比 +2.4%） 【全国44.3%】

○ キャリアアップ助成金の実績

（正社員化コース）

平成29年度	件数 105件 (対前年度比+32.9%)	金額 128,500千円 (対前年度比+33.9%)	人数 243人 (平成29年9月現在) (対前年度比+8.5%)
--------	--------------------------	-------------------------------	--

（人材育成コース）

平成29年度	件数 25件 (対前年度比+8.7%)	金額 11,327千円 (対前年度比-29.4%)	人数 29人 (平成29年9月現在) (対前年度比-45.3%)
--------	------------------------	------------------------------	--

【下期の取組】

- ・ 無期転換ルールと非正規センター認知度の向上に向けて、各監督署、ハローワークでのリーフレット配布。
- ・ 「同一労働同一賃金セミナー」等を開催し、更なる利用促進を図る。

- ・ キャリアアップ助成金（人材育成コース）の更なる利用促進向上のために、各ハローワーク所長等幹部の企業訪問による周知。
- ・ 局幹部による経済団体等への働きかけの実施。

イ 過重労働解消に向けた取組、過労死等防止対策の推進等

【現 状】

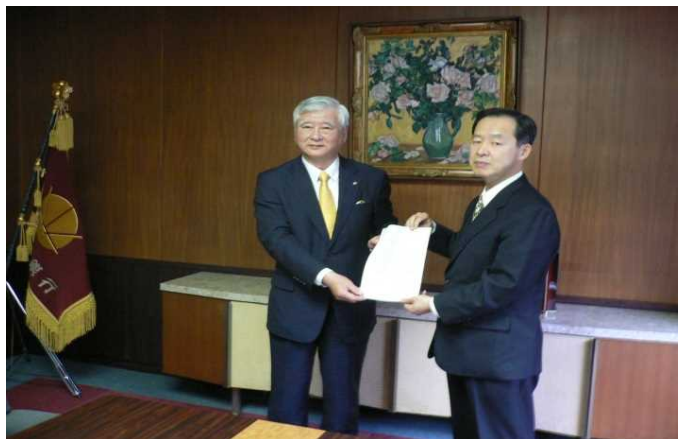
平成27年 平均年間総実労働時間 1,888時間（全国平均1,784時間、全国5番目の長さ）
平成27年 平均年次有給休暇の取得率 46.52%（全国平均49.9%、全国34番目の取得率）

【上期の取組】

- ① 時間外労働時間数が80時間超の事業場へ全数監督。⇒ 114件、実施率100%
- ② 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知による使用者の労働時間管理の徹底。

【下期の取組】

- ① 県内労使団体への過重労働解消に向けた取組の要請（10月実施）
- ② 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催（11月28日実施）

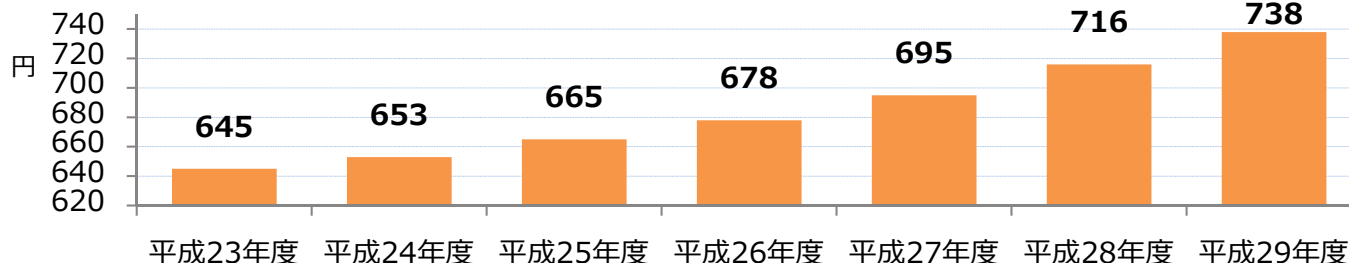


岩手県経営者協会会長へ長時間労働削減等の取組について要請（10月25日）

ウ 最低賃金と生産性の向上

【現 状】

- ① 岩手県最低賃金は、11年ぶりに10月1日の早期発効となった 716 円→**738円**（+22円 引上げ率：3.07%）



- ② 岩手県特定（産業別）最低賃金額も年内（12月30日）に発効予定

百貨店、総合スーパー（新設）

780円 各種商品小売業のうち、従業員50人以上のもの

鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

790円→**809円**（+19円 引上げ率：2.41%）

光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

774円→**790円**（+16円 引上げ率：2.07%）

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

756円→**775円**（+19円 引上げ率：2.51%）

各種商品小売業（据え置き）

767円 各種商品小売業のうち、従業員50人未満のもの

自動車小売業

800円→**819円**（+19円 引上げ率：2.38%）

- ③ 最低賃金に係る重点監督指導結果《確報》

平成28年度、385事業場のうち、42事業場に違反（違反率10.9 %）

監督実施事業場の労働者数4,023人のうち、109人が最低賃金未満（未満労働者の比率2.7%）

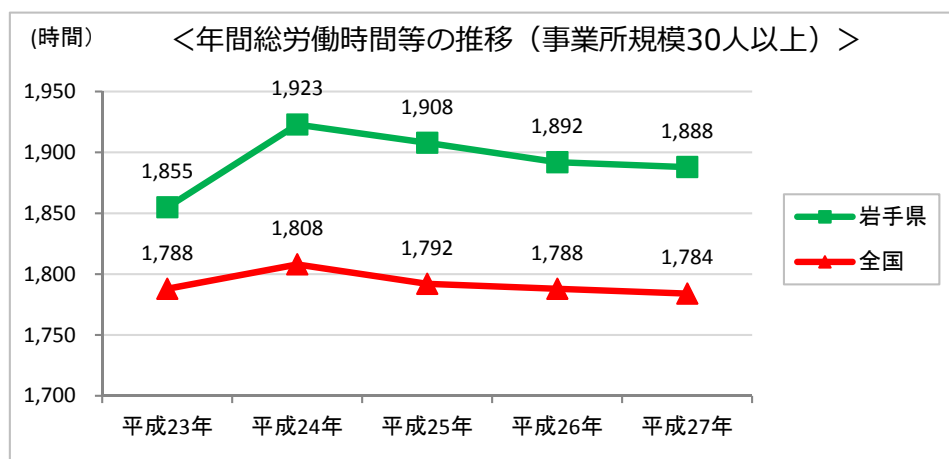
【上期及び下期の取組】

- ① 最低賃金額の効果的な周知（労使団体、地方公共団体等の広報誌）
- ② 最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導の実施
- ③ 助成金の活用を通じた中小・小規模事業者の賃上げ及び生産性向上等の支援
- ④ 「岩手県最低賃金総合相談支援センター」を活用した賃金制度改善等の推進
- ⑤ 岩手県信用金庫協会との「働き方改革に係る包括連携協定」締結による事業所支援の連携（9頁参照）

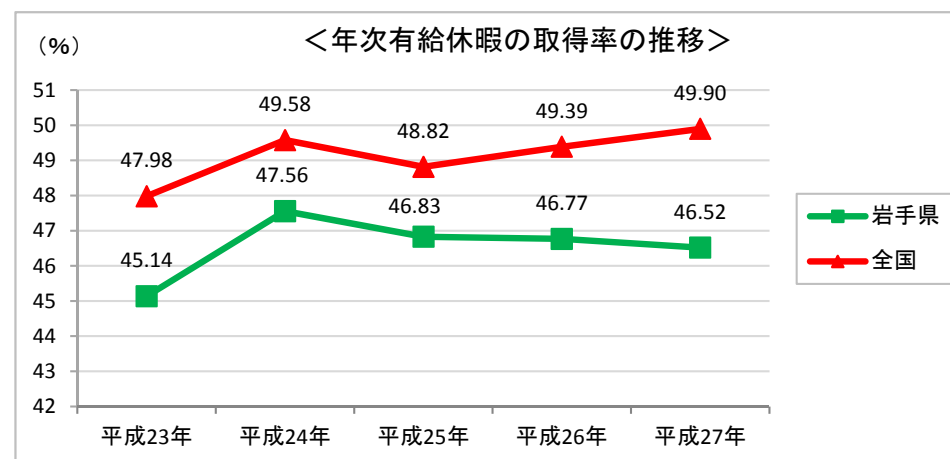
Ⅱ 働き方・休み方改善等ワーク・ライフ・バランスの実現

【現 状】

平成27年の県内一人平均年間総実労働時間は1,888時間と全国平均の1,784時間より104時間長く（全国5番目）、同年の一人平均年次有給休暇の取得率は46.52%と全国平均の49.90%を下回っている（全国34番目）。



「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）



「中小企業労働事情調査報告書」（北海道中小企業団体中央会）

※ 平成28年分の公表は平成29年末

【上期及び下期の取組】

- ① 局長による地域や業界の主要企業等の経営陣への働き方改革の推進を働きかけ（時間外労働、年次有給休暇の取得促進、ゆう活やテレワーク等多様な働き方の導入など）

下期では局幹部による働きかけに拡充

- ② 「働き方・休み方改善コンサルタント」等による労働時間等働き方の改善のための助言・指導等
- ③ 企業や労働者が働き方・休み方の現状や課題を自主診断できる「働き方・休み方改善指標」の普及
- ④ 「働き方・休み方改善ポータルサイト」による全国企業の好事例等の情報発信
- ⑤ 県による「いわて働き方推進運動」と連携した推進

(2) 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備

ア 全産業の労働生産性の向上



【現状と上期の主な取組】

人口減少社会、人手不足を克服し経済の好循環を維持するため、生産性の向上に向けた人材育成の支援。

⇒ 生産性向上を目指す企業の人材育成支援に係る助成金・在職者訓練の更なる周知。（取組①）

⇒ 全員参加の社会の実現加速に向けた職業能力の底上げの一層の推進。（取組②③④⑤）

金融機関との連携による企業の働き方改革・生産性の向上の推進。

⇒ 地元金融機関との働き方改革に係る包括連携協定の締結及び生産性向上による助成率の割増しのある助成金の更なる周知（取組⑥⑦）

【下期の取組】

①

在職労働者の訓練、生産性向上の取組を支援する助成金及び生産性向上に向けた在職者訓練について、説明会や会議等で積極的に周知。

②

訓練説明会と訓練施設の見学を組合せて実施するなど、工夫しながら訓練生の募集拡大を図る。

③

受講生の就職率向上を図るため、各訓練実施機関等を対象とした就職支援スキルの質的向上セミナーを実施。

④

子育て中の女性に配慮した、託児付き訓練や短時間訓練等の更なる設定について、訓練実施機関に要請。



⑤

非正規労働者の安定就職に向けた長期訓練の積極的周知を図る。

⑥

地元銀行3行との「働き方改革に係る包括連携協定」の年度内締結に向けて、積極的なアプローチの実施。割増し助成金の更なる周知。

⑦

岩手県信用金庫協会と12月15日に「働き方改革に係る包括連携協定」を締結予定。労働局職員と信用金庫職員が帯同しての事業所訪問。

イ 人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進

【現状及び上期の主な取組と課題】

建設業、医療・福祉等の業種において、人材確保が急務であることから関連助成金の周知、制度活用促進のためのセミナー並びに説明会を開催。

⇒利用が低調な助成金等については、事業主等への働きかけが重要。

⇒各企業において、人材確保のための雇用管理改善を推進することにより、魅力ある職場づくりをすることが重要。さらに各分野においてマッチングの強化とともに求職者の掘起しが重要。

【下期の取組】

① 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」

・建設労働者確保育成助成金の利用促進を図るため建設業協会傘下企業への周知依頼の実施。各ハローワークでの積極的周知。

・介護分野、建設分野の雇用管理改善に向けた委託事業（事業所へのアドバイス、セミナー等）を確実に進捗管理し、受託先アドバイザーと密接な連携を図る。

・雇用管理改善セミナーを上期末実施地域（宮古、花巻、水沢北上、大船渡、久慈）で開催。

② マッチング支援の強化

<福祉分野>

・各種情報提供、有資格者等への詳細な求人情報の提供の継続により求職者の掘起しを実施。
・ミニ面接会等への参加の促進。

<建設分野>

・建設業の魅力等を掲載した小冊子の内容の拡充及び求職者への配付。
・ミニ面接会等への積極的参加を促す。

(3) 地方創生の推進

ア 地方自治体と一体となった雇用対策

【現状と課題】

- ① 岩手県と岩手労働局及び北上市と岩手労働局の雇用対策協定に基づき雇用対策を実施
 - ⇒ 新規求職者が減少する中で、希望職種のミスマッチや人手不足が生じている。
 - ⇒ 一方、県北、沿岸、盛岡地域で事業所閉鎖、工場休止が生じているため、国、地方自治体等と連携した離職者対策が必要。
- ② 岩手県と岩手労働局及び盛岡市と岩手労働局の協定に基づいた就労支援事業の一体的実施事業を推進
 - ⇒ 新規求職者が減少傾向にあることから、それぞれの強みを生かした就職対策を実施し、新規求職者の確保につなげる必要がある。
 - ⇒ 盛岡市庁舎内に常設されているハローワーク盛岡就労支援コーナーについては、児童扶養手当受給者の担当部署が別庁舎になっていることから、対象者の誘導方法等を検討する。
- ③ 生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び生活困窮者等に対して、生活保護受給者等就労自立促進事業を実施
 - ⇒ 福祉事務所から誘導される支援対象者が少ない状況になっているため、地方自治体とのより一層の連携強化を検討する。
- ④ ふるさとハローワーク（滝沢市、一関市及び陸前高田市）における、求人の提供及び職業相談・職業紹介
 - ⇒ 新規相談者の減少により、就職件数が前年同期を下回っていることから、職業相談窓口の活性化を検討する。

【上期及び下期の取組】

① 地方公共団体等と岩手労働局の雇用対策協定に基づく雇用対策の推進

地方自治体等と連携したセミナーの実施や就職面接会の実施等の周知過程で潜在求職者の掘り起し、ジョブカフェと連携したキャリアカウンセリング等を実施する。

大量離職者対策については、関係地方自治体及び商工団体等と連携し、就職面談会を実施するなど離職者対策を実施する。

② 地方公共団体等と岩手労働局の協定に基づく一体的実施事業の推進

「ハローワーク盛岡菜園庁舎」においては「ジョブカフェいわて」と、「奥州パーソナル・サポート・センター」においては「ジョブカフェ奥州」及び「くらし・安心応援室」と連携し求職者確保につなげる。

盛岡市との一体的実施事業においては、児童扶養手当受給者に対して、「生活保護受給者等就労促進事業」の周知が十分とはいえないことから、当該事業の周知をより一層図り、利用拡大につなげる。

③ 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

福祉関係機関との定期的な打合せ、ケース会議等を通じて連携を強化し、支援対象者の選定、送り出しの協力を依頼する。

④ ふるさとハローワークにおける地方自治体と連携した職業相談・職業紹介

市においては市広報やHPを利用して潜在求職者の掘り起しを行い、ハローワークにおいては雇用保険受給者の求職活動に活用するよう周知することで、新規相談者の確保に努める。

⑤ 雇用対策協定の締結先の拡大

地方自治体等と連携した各種施策を拡充し推進するため、雇用対策協定の締結先の拡大に取り組む。

イ 地域雇用対策の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化により人口減少が続いていることなどにより、早期に雇用創出を必要とする地域が多いことから、岩手県が「戦略産業雇用プロジェクト」、久慈、二戸地域が「実践型地域雇用創造事業」を実施。
 - ⇒ 「戦略産業雇用プロジェクト」について、工場見学交流会等は、年間計画55人に対し9月末現在実績14人で低調。
 - ⇒ 「実践型地域雇用創造事業」について、セミナー受講者の確保が難しい状況。
- 地域の訓練ニーズを把握するために関係機関と連携し、ハローワーク訓練担当者会議を県内各ブロックで開催。
 - ⇒ 離職者の再就職の実現に資する訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した多様な職業能力開発の機会を提供することが必要。
- 自治体等に対して、企業誘致ツールとしての地域雇用開発助成金の活用について積極的に周知。
 - ⇒ 生産性向上要件による助成率の上乗せを含め、更なる周知が必要。

【下期の取組】

① 地域の創意工夫を活かした雇用創造の推進

「戦略産業雇用プロジェクト」の工場見学交流会等の各種事業についてハローワークにおいて受入れ事業所の選定及び求職者等への積極的周知等の協力。

「実践型地域雇用創造事業」のセミナー等への参加について、雇用保険説明会及び認定日等での求職者への周知。

雇用創造が必要な地域及び自治体への各事業の周知及び積極的な活用を促す。

② 地域雇用開発助成金の活用

高齢化や人口減少が進み、早期に雇用創出を必要とする地域での地域雇用開発助成金の活用を促す。

生産性向上要件を満たした場合に助成率がアップすること等を含め更なる周知を図る。

③ 地域のニーズに即した公的職業訓練の展開

地域ニーズを反映した訓練カリキュラムとなるよう、訓練ニーズ調査結果の分析等を訓練実施機関に共有し適宜調整。

（４）労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり

【現状】

- ①休業４日以上の死傷者数（全業種）⇒平成22年～26年で５年連続増加、平成27年、28年は減少したが高止まり
- ②平成29年（９月末現在速報値）の死傷者数（全業種）⇒休業４日以上 891人（前年同期比17人（1.9%）増）
死亡者数 12人（同3人（20.0%）減）
- ③第12次労働災害防止計画（平成25年度～平成29年度）の目標（死傷者数は平成29年までに平成24年比15%以上減（1,161人以下）、死亡者数は同20%以上減（12人以下））達成は困難

- ① 本年、増加した主な重点業種
 - ・建設業：190人（前年同期比＋12人、＋6.7%）
 - ・製造業：188人（同＋4人、＋2.2%）
 - ・保健衛生業のうち社会福祉施設：61人（同＋3人、＋5.2%）
- ② 死亡者数が多い業種
 - ・建設業：5人（前年同期比－1人）、林業：3人（同＋1人）
- ③ 全業種共通の災害に係る死傷者数
 - ・「転倒」：219人（前年同期比＋10人、＋4.8%）→ 全業種の24.6%（昨年より0.7ポイント増）
 - ・「交通事故（道路）」：54人（前年同期比＋6人、＋12.5%）→ 全業種の6.1%（昨年より0.6ポイント増）

【上期及び下期の取組】

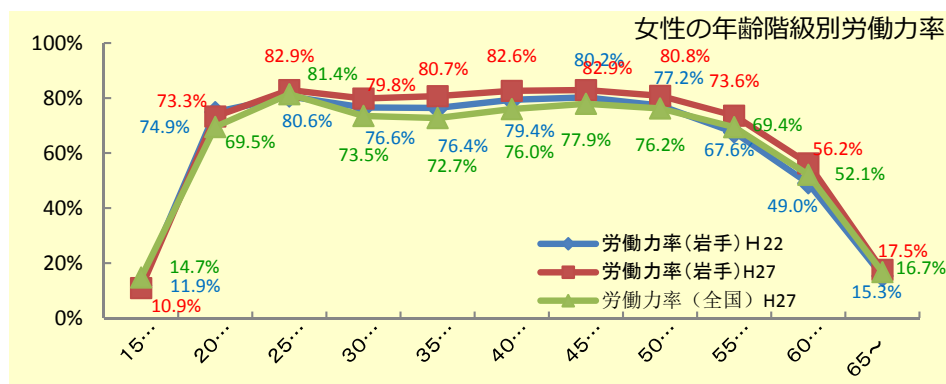
- ・重点業種（災害多発業種）→特に建設業、社会福祉施設、林業に対し、監督指導、個別指導、集団指導等の実施
- ・業種横断的な取組→「いわて年末年始無災害運動」（「STOP！転倒災害プロジェクト」、「交通労働災害防止対策」）等の実施
- ・化学物質による健康障害防止対策及びストレスチェック制度の実施 →監督指導、個別指導、集団指導等により適切な指導
- ・治療と職業生活の両立支援 → 県・関係団体等のほか、市町村、関係医療機関等を通じた周知啓発
- ・全国ハラスメント撲滅キャラバン（7/1～12/28）の一環として各種ハラスメントに対する局内「特別相談窓口」を設置

3 女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画

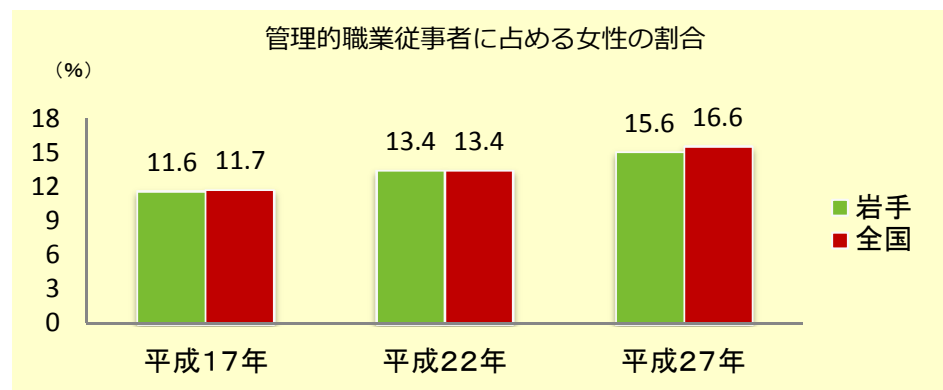
(1) 女性の活躍推進

【現 状】

岩手の女性の労働力率は、前回の平成27年度調査よりほとんどの年代で上昇している。
また、管理的職業従事者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、15.6%と男性の84.4%と比べて依然低い状況にある。
更に、仕事と子育ての両立を希望するも、諸般の事情で就業できない女性等が存在する。



「国勢調査」(総務省)



「国勢調査」(総務省)

【取 組】

① 職場における女性の活躍推進

- ・ 男女雇用機会均等法の履行確保とポジティブ・アクションの推進
- ・ 妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策の実施
- ・ 女性活躍推進法に基づく企業の行動計画の策定・届出等の促進、優良企業認定「えるぼし」の取得支援

※ポジティブ・アクション

男女労働者間の事実上の格差解消に向けた企業の自主的、積極的な取組

② 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 育児・介護休業法に基づく規定整備指導等(2歳までの育休等)
- ・ 次世代法に基づく企業の行動計画の策定・届出等の促進、優良企業認定「くるみん」等の取得支援
- ・ 助成金の支給等による事業主支援を実施

③ マザーズコーナーにおける各種支援

- ・ 子供同伴で利用しやすい相談環境の整備と就職支援の充実、子育て女性が働きやすい求人の積極的提供



④ 地方公共団体の実施するイベント（保育園の説明会等）との連携

・ハローワークのPRの実施、両立求人中心の面接会の実施

⑤ ひとり親に対する就職支援

・児童扶養手当の現況届提出時に合わせて地方公共団体にハローワークの出張窓口の設置、各種雇用関係助成金の活用

(2) 若者の活躍推進

【現状と課題】

平成30年3月新規高等学校卒業予定者の就職内定率は86.3%、新規大学卒業予定者は64.8%と高水準。県内の労働人口確保のため、県と連携した新規学卒者の県内就職増加を図る取組の更なる推進。フリーター等の正社員転換、若者の早期離職防止が課題。

○平成30年3月新規学校卒業予定者の就職状況

①新規高等学校卒業予定者（平成29年10月末日現在）

・就職内定率	全体	86.3%	（前年同期比 -0.2P）※過去2番目（平成9年3月卒以降）
	県内	83.1%	（同 -0.5P）※過去2番目（"）
・県内就職内定割合		63.0%	（同 -0.6P）※過去7番目（"）

②新規大学卒業予定者（平成29年10月末日現在）

・就職内定率	全体	64.8%	（前年同期比 +4.8P）※過去1番目（平成22年3月卒以降）
	県内	55.2%	（同 +1.0P）※過去3番目（"）
・県内就職内定割合		41.2%	（同 +0.6P）※過去1番目（"）

○平成26年3月新規学校卒業就職者の3年以内離職率 ※（ ）内は全国平均

・高校41.3%（40.8%） ・短大等39.7%（41.3%） ・大学40.0%（32.2%）

- ・ 県内企業の人材不足対策として、「いわてで働こう推進協議会」構成機関と連携し、県内就職促進に向けた取り組みが必要。
- ・ フリーター等の正社員支援のために、わかもの支援コーナー・窓口を中心とした担当者制による、ニーズに応じた支援が必要。
- ・ 早期離職防止のために、就職後の職場定着支援と、在学中からのキャリア意識の醸成を図る取り組みが必要。

【上期及び下期の取組】

ア 新卒者等への正社員就職の支援

ジョブサポーターによる未内定者・未就職者に対する個別のニーズに応じた正社員就職支援の実施

合同面接会開催（H29年10月11日）による企業の人材確保・未就職者の就職支援の実施

事業所訪問等によるユースエール認定制度活用促進

岩手県等と連携したU・Iターン面接会開催時の周知広報の実施

イ フリーター等の正社員就職の支援・若年無業者等の職業的自立支援

わかもの支援コーナー・窓口を中心とした担当者制による、ニーズに応じた支援

長期的にフリーターとなっている者を対象とした就職支援セミナーの実施。

正社員求人を中心としたミニ面談会の開催。

若者サポートステーションとの連携による高校中退者をはじめとする若年無業者への就労支援。

トライアル雇用奨励金を活用した就労機会の拡大。

ウ 新規学卒就職者の職場定着の促進

卒業年次前の学生を対象とした職業理解のための企業ガイダンス等の実施

就職内定者向けに、内定段階からの意識醸成を促し、円滑な職場定着へつなげるためのセミナーの実施

企業の育成担当者向けに、社員育成の意識向上のためのセミナーの実施

(3) 高齢者の活躍促進

【現状と課題】

人口減少の中で社会の活力を維持・成長を持続させるため、働く意欲のある65歳以上の高年齢者が活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要。

○高年齢者雇用確保措置実施状況（平成29年6月1日現在）

- ① 岩手県内に本社を置く31人以上企業規模における雇用確保措置実施状況
 - ・ 実施済企業
1,789社（99.4%）※全国99.7%
 - ・ 雇用確保措置の内容
 - ◇定年なし 33社（1.9%） ◇定年引上げ 358社（20.1%） ◇継続雇用制度 1,387社（78.0%）
- ② 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況
 - ・ 報告した全ての企業（1,789社）のうち希望者全員が65歳以上まで働ける企業
1,565社（87.5%）※全国1位、全国75.6%
 - ・ 実施している制度の内容
 - ◇定年なし 33社（1.8%） ◇65歳以上定年 358社（20.0%） ◇65歳以上継続雇用制度 1,174社（65.6%）

①企業における高年齢者の定年延長・継続雇用制度の促進

○31人以上規模企業11社が高年齢者雇用確保措置未実施となっており、未実施企業の早期解消が必要。

○雇用確保措置未実施企業を把握した6月以降は高年齢者雇用アドバイザーと連携し的確な助言・指導が必要。

65歳以降の雇用確保措置導入のための周知・啓発が必要。

②高年齢者に対する再就職支援の強化、地域における就業機会の確保

○29年11月より遠野市において生涯現役促進地域連携事業を開始、今後事業の円滑な実施に向けて自治体等との更なる連携が必要。

【上期及び下期の取組】

①企業における高年齢者定年延長・継続雇用制度の促進

雇用確保措置未実施企業に対して、個別訪問による企業名公表も視野に入れた的確な助言・指導を実施。

65歳以降の雇用確保措置の導入促進に向け、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の高年齢者雇用アドバイザーと連携を行い、気運の醸成を図る。

② 高年齢者に対する再就職支援の強化、地域における就業機会確保の取組

盛岡所に55歳以上の求職者を対象とする「生涯現役支援窓口」を設置し、就労経験やニーズ等を踏まえた再就職支援を実施。引き続き同窓口による支援の拡充を図る。

遠野市生涯現役いきいき促進協議会において生涯現役促進地域連携事業を円滑に実施。

高年齢者活用・現役世代雇用サポート事業の有効活用により、就業機会の確保を図るためシルバー人材センター等に対し指導・助言を行う。労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の要件緩和に向け必要な対応を行う。

（４）障害者、難病・がん患者等の活躍促進

【現状と課題】

- ・民間企業の障害者の雇用状況は、実雇用率・雇用障害者数ともに過去最高を更新するも、法定雇用率を達成している企業の割合は57.5%に止まる。また、法定雇用率未達成企業390社中、中小企業は360社と全体の9割を占める。
- ・新規障害求職申込者数の伸び率が著しい精神障害者への支援と中小企業の障害者雇用への不安解消が必要。
- ・就職者数の約5割を占める精神障害者の定着支援が必要。
- ・平成30年4月の法定雇用率の変更等（※）に係る周知
（※）法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えるとともに、法定雇用率を民間企業は2.0%から2.2%へ、国・地方公共団体等は2.3%から2.5%へ、都道府県等の教育委員会は2.2%から2.4%へ引き上げる等。

○障害者雇用状況

- ① 民間企業における雇用状況（平成29年6月1日現在） ※岩手県内に本社を置く50人以上規模企業（939社）
 - ・ 実雇用率 2.16% （前年比 +0.09 P）〔全国1.97%〕
 - ・ 雇用障害者数 3,089.0人 （前年比 +5.5%：+161.5人）：過去最高を更新）
- ② 岩手県内ハローワークにおける新規障害求職者数（平成29年3月末）
 - ・ 2,010人 （前年度比 +4.7%：+90人）
※障害種別内訳：身体542人（前年度比▲9.2%：▲55人） 知的328人（同+4.8%：+15人）
精神970人（同+12.0%：+104人） その他170人（同+18.1%：+26人）
- ③ 岩手県内ハローワークにおける障害者就職件数（平成29年3月末）
 - ・ 1,207人 （前年比 +2.0%：+24人）
※障害種別内訳：身体299人（前年度比▲2.6%：▲8人） 知的210人（同▲11.0%：▲26人）
精神583人（同6.6%：+36人） その他115人（23.7%：+22人）

- ① 精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の推進
⇒ 精神障害者雇用トータルサポーターの支援において、就職支援段階以前の者に対する相談事例が散見される
- ② がん患者等の治療と仕事の両立支援
⇒ 病院内の患者への周知方法、医師への事業理解の促進

【上期及び下期の取組】

① 精神障害、発達障害、難病などの障害特性に応じた就労支援の推進

専門性を活かした精神障害者雇用トータルサポーターの事業主への助言指導を強化。就職可能性の低い者については、速やかに他の支援機関へ誘導。

難病等の求職者に対して、難病相談・支援センターと連携を図りながら、出張相談等のきめ細かな対応を行う。

トライアル雇用について、対象者の能力を見極め、障害特性の理解に役立つ点をアピールしながら、引き続き周知を図る。

『精神・発達障害者しごとサポーター養成講座』を開催し、職場の同僚の理解促進を図ることで、支援する環境づくりを推進。（新規事業）

『医療機関との連携モデル事業』による精神障害者に対し、就職支援を継続。（新規事業）

地域の関係機関と安定所が連携して職場実習先を開拓し、就職前に就業を経験することにより円滑な職場定着を図る。

② 安定所における中小企業に重点を置いた支援策の実施

未達成企業に対する安定所職員の訪問指導を実施。関係機関と連携した定着支援制度等を説明して理解を求め、雇用を促進。

就職相談会の結果を受けた企業、求職者双方の意向を確認のうえマッチングを図る。

③ がん患者等の治療と仕事の両立支援

長期療養者就職支援事業について、あらゆる機会を捉えて周知し、更なる新規求職者と治療と仕事の両立が可能な求人を確保。

7月に「岩手県地域両立支援推進チーム」を設置し、治療と職業生活の両立支援に係る啓発周知を実施。引き続き県や市町村、関係団体や関係医療機関等と連携して啓発周知に取り組む。

4 行政展開に当たっての基本的対応

1 総合労働行政機関としての機能（総合性）の発揮

- 四行政(労働基準、職業安定、職業能力開発、雇用均等)間の連携を一層密にし、各種施策を総合的、一体的に推進する。
- 平成28年4月に新たに「雇用環境・均等室」を設置
 - ・ 男女ともに働きやすい職場環境の実現に向けた総合的な行政を展開。
 - ・ 事業所の指導や訪問周知等、各行政で関係する業務を一体として実施することにより、業務の合理化・効率化を推進。
- 平成29年7月に、厚生労働本省に「働き方改革」を推進するための組織として「雇用環境・均等局」を設置。

2 計画的・効率的な行政運営

- ・ 地域の実情を踏まえた行政運営方針の策定。計画的な行政運営の実施。
- ・ 行政事務の簡素合理化と業務の重点化による効率的な行政運営の実施。

3 地域に密着した行政の実施

- 地方公共団体との連携
 - ・ 岩手県・北上市と労働局との雇用対策協定に基づく雇用対策の推進。
 - ・ 岩手県・盛岡市と労働局との協定に基づく一体的実施事業の推進。等
 - ・ 今後も自治体との雇用対策協定の拡大に努める。

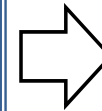
(注)一体的実施事業：希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業。

- 労使団体等関係団体との連携
 - ・ 「岩手地域産業労働懇談会」の開催。
労使団体の幹部と意見交換を実施。
5月15日 岩手県経営者協会
6月13日 日本労働組合総連合会 岩手県連合会
 - ・ 「岩手地方労働審議会」の開催。
労働行政運営に関して公労使の意見を求める。
12月6日 第1回
3月(未定) 第2回

4 積極的な広報の実施

【現 状】

- ① 毎月末の「報道関係記者懇談会」の開催
 - ・ 局長から「一般職業紹介状況」をはじめ各行政における重要施策等を発表。
 - ・ 分かりやすい情報発信
- ② 労働局ホームページを通じたタイムリーな広報資料の提供。
- ③ 署所の広報媒体、自治体、労使団体の広報紙等の活用、ラジオ、鉄道広告等を利用した幅広い広報



【取組方針】

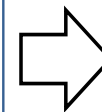
- ・ 県民全体の労働行政の理解と信頼を高めるため、引き続き、積極的に広報活動を推進
- ・ 県・市町村や労使団体と連携し、各広報誌等を活用することによる幅広くかつ効果的な広報を実施

5 労働法制の普及等に関する取組

【現 状】

- ① 「労働法制セミナー」等を開催(学生・生徒対象)
2大学(うち1大学は2回実施)、2短大、6高校等(9月末現在)
- ② 「アルバイトの労働条件を確かめようキャンペーン」の実施
(4～7月)
 - ・ 県内全市町村に広報掲載を依頼(3月中)
 - ・ 県内各大学、短大、専門学校等の他、使用者団体、労働団体、商工団体、事業主団体等に対してリーフレットを送付(3月中)
 - ・ 局署に「若者相談コーナー」を設置(相談件数8件)
- ③ ハローワークによる職業意識等の啓発に向けたセミナーの実施
- ④ e-ラーニングシステム「今日から使える労働法～Let's study labor law～」の周知

※ e-ラーニング＝インターネットを利用した学習形態



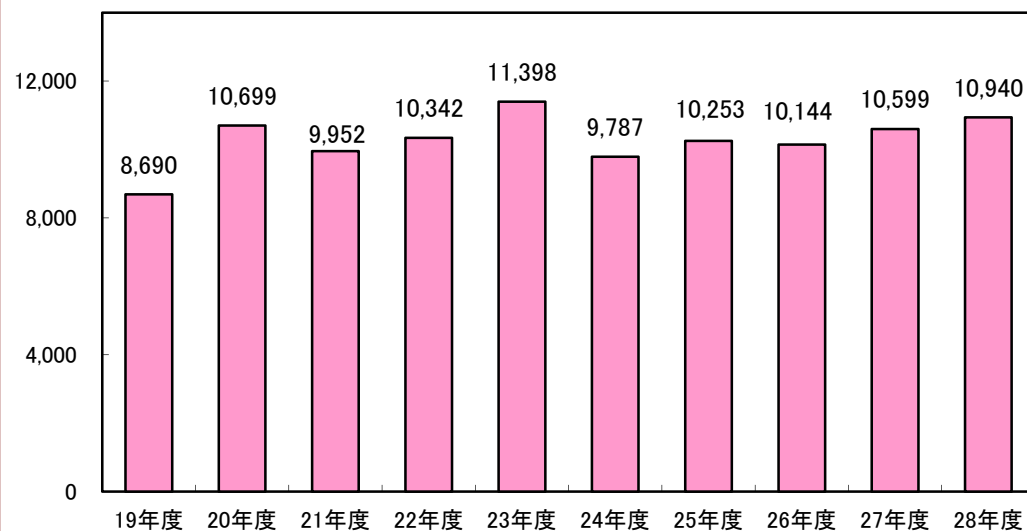
【取組方針】

引き続き労働者の関係法令の不知による問題
事案発生の未然防止及び若者の職業意識の涵養
を図る。

- ・ 労働法制セミナーの開催と高校等へのセミナー開催の働きかけ
- ・ 労働トラブルに関する相談先の周知及び相談対応
- ・ 職場定着や早期離職防止等の取組

6 総合的な労働相談の状況

総合労働相談件数の推移



- 平成28年度より、労働局の労働相談窓口を一本化。
- パワハラや解雇等に関する相談とセクハラやマタハラ等に関する相談を局総合労働相談コーナーで対応。
- 個別の労働紛争を未然に防止する取組と解決への取組（あっせん・調停等）を一体的に実施。
- 労働基準監督署の総合労働相談コーナーと連携して対応。

※29年9月末現在

○総合労働相談の状況

・総合労働相談コーナーの相談	5,320件	（前年同期 5,307件、 0.3%増）
・個別労働関係紛争に係る相談件	1,460件	（前年同期 1,481件、 1.4%減）
うち、「いじめ・嫌がらせ	588件	（前年同期 508件、15.7%増）
・助言・指導件数	41件	（前年同期 59件、30.5%減）
・あっせん件数	14件	（前年同期 30件、53.3%減）

- ・総合労働相談件数は平成24年度から増加傾向が続いている。
- ・個別労働紛争関連では「いじめ・嫌がらせ」の相談が最も多い。（4年連続で1,000件を超える見込み。）
- ・助言・指導、あっせんは減少している。

○均等法等の相談状況

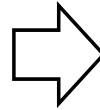
・男女雇用機会均等法に係る相談件数	145件	（前年同期 53件、約2.7倍）
・育児・介護休業法	467件	（前年同期213件、約2.2倍）
・パートタイム労働法	5件	（前年同期 21件、76.2%減）

- ・平成29年1月1日施行、同10月1日施行の改正育児法等に係る相談が急増している。
- ・労働者等からのセクハラ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い及び育児等に関するハラスメントの相談も多い。
- ・パート法に係る相談の減少は、平成27年4月1日に施行された改正法に関する事業主からの相談が落ち着いている。

7 保有個人情報の厳正な管理及び情報公開制度・個人情報保護制度への適切な対応

【現 状】（平成29年9月末時点）

- ・ 個人情報漏えい事案件数 5 件
内訳： 誤交付 2、紛失 2、誤送信（FAX） 1
- ・ 行政情報公開請求（開示等）件数 13 件
- ・ 保有個人情報開示請求（開示等）件数 6 件

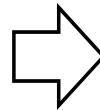


【取組方針】

- ・ 個人情報（マイナンバーを含む）の厳格な管理の徹底
- ・ 行政情報、保有個人情報の開示請求への的確な対応

8 綱紀の保持と行政サービスの向上

- ・ 法令遵守の徹底
- ・ 適切な会計事務処理
- ・ 行政サービスの一層の向上



【参考】

- ・ 岩手労働局法令遵守委員会（平成29年11月）
- ・ 岩手労働局公共調達審査会（平成29年9月）
- ・ 岩手労働局公共調達監視委員会（平成29年9月）